

事務連絡
令和3年6月16日

一般社団法人日本経済団体連合会
公益社団法人経済同友会
日本商工会議所 } 御中

厚生労働省
医政局看護課
健康局健康課予防接種室
職業安定局需給調整事業課

新型コロナワクチンの職域接種における看護師及び准看護師の確保について

記

新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、多大なるご尽力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナワクチンについて、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、6月8日から、職域（学校等を含む）単位での申請受付を開始したところです。

職域での接種を開始するにあたり、接種に必要な会場や医療従事者等は、企業や大学等が自ら確保することとされていますが、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）については、潜在看護師を活用し、直接雇用により確保する方法も効果的と考えられます。特に、都道府県看護協会・ナースセンターに、全国で計4,200名の看護職員が、ワクチン接種に係る研修を終え、すぐに接種会場で勤務できる状態で登録されているため、都道府県看護協会・ナースセンターに求人のご相談をいただくほか、民間職業紹介事業者の活用等による確保を検討ください。

これに加えて、労働者派遣事業の許可を得た派遣元事業主からの労働者派遣により、看護職員を確保することも考えられます。看護職員の確保に関して、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種会場への看護師等の労働者派遣等について」（令和3年3月2日付事務連絡）及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布・施行について」（令和3年4月23日医政発0423第55号、健発0423第8号、職発0423第8号）により、職域の接種会場でも看護職員の労働者派遣が可能となっており、上記事務連絡及び通知の記載事項の遵守をお願いします。

別添1：都道府県ナースセンターの新型コロナウイルス感染症対策における潜在看護職の復職支援状況と各都道府県ナースセンターの連絡先

別添2：「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種会場への看護師等の労働者派遣等について」（令和3年3月2日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000748459.pdf>

別添3：「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の交付・施行について」（令和3年4月23日医政発0423第55号、健発0423第8号、職発0423第8号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000772880.pdf>

○本件に関する問合せ先

厚生労働省健康局健康課予防接種室

担当：野澤

TEL：03-3595-3287（直通）

E-mail：nozawa-megumi@mhlw.go.jp